

【13】仁王經法（甲）

写1冊

大円寺鑄堯法印以御本写
書レ之

〔書名よみ〕にんのうぎようほう 〔編著者〕未詳

〔書写者〕尊岸 〔写刊年次〕文政五年（一八二二）

〔外題〕仁王經法

〔内題〕仁王經法

〔その他〕ナシ

〔残欠状況〕全 〔保存状況〕良好

〔装訂〕横帳（折紙）

〔丁数〕一三丁 〔本文用字〕漢字・梵字

〔二面行数〕七行

〔表紙〕本文共紙 〔法量〕縦一二・七×横一七・九糪

〔料紙〕楮紙（美濃紙） 〔書入〕見出点（朱）・朱引 〔表紙書入〕（右下）

尊岸 〔印記〕「尊岸」（朱・單郭・陽刻・方） 〔備考〕尊岸一二九。

〔奥書〕

寛政十三^{辛酉}年二月廿九日津輕城下弘前

八幡宮社内高賀山正傳寺大善住職之
砌書^{玄識房鑄堯}

本寺金剛山光明寺最勝院ト云ハ山科勸修

寺宮御末寺密乘院兼席權僧正朝胤

仮名一如房

文政五年五月十八日津輕深浦潤口

觀世音別当春光山円覚寺

大善院後住智教房尊岸

於松峯山勤学砌書之

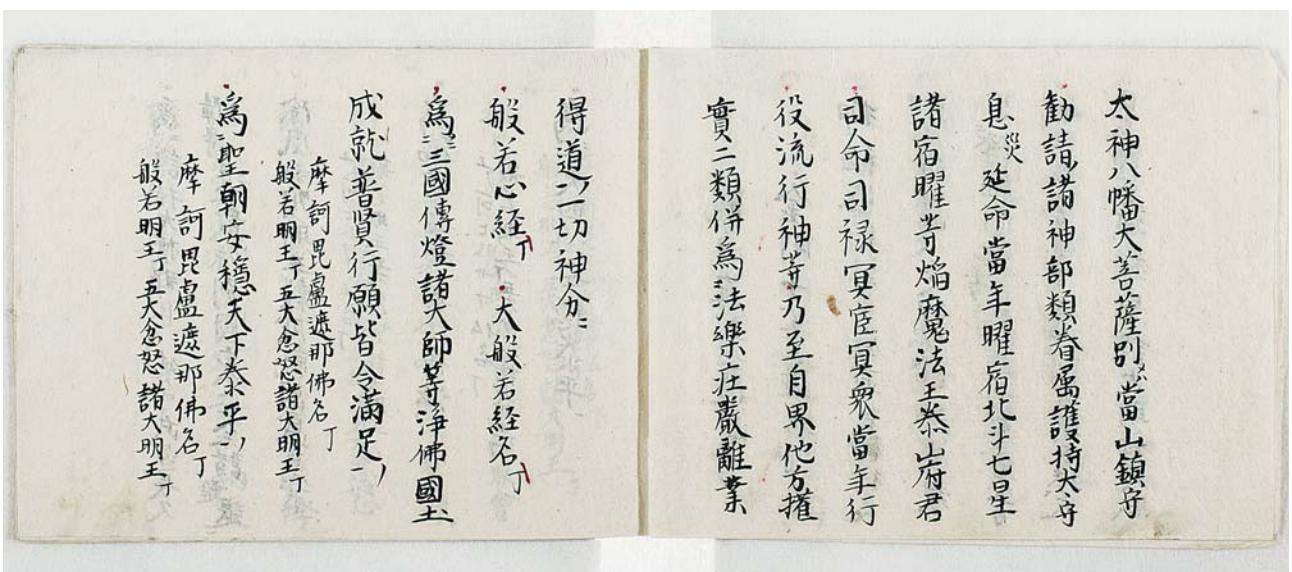
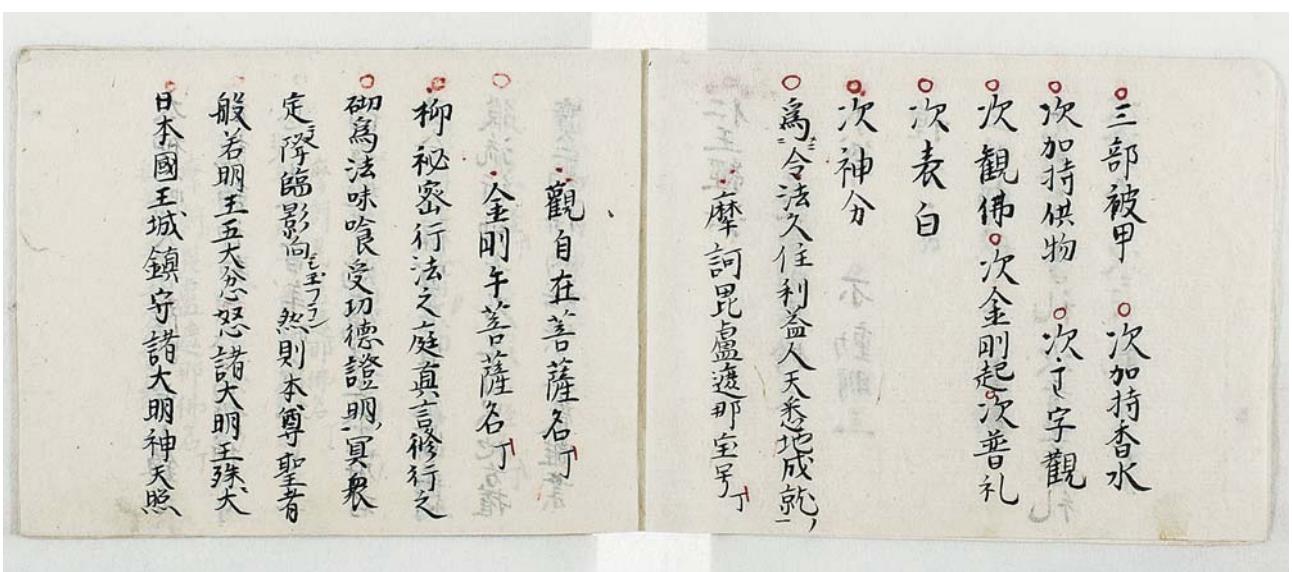
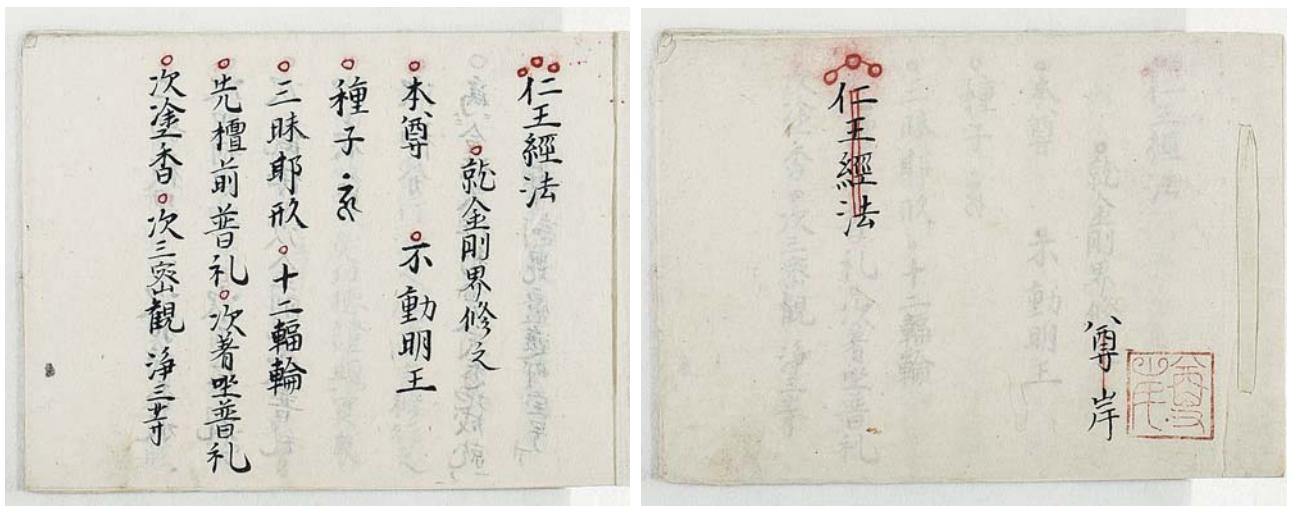
仁王經法は、仁王經に基づいて、鎮護国家を祈る密教の最大秘法である。古来、孔雀經法・守護經法と共に、三箇大法と称する。仁王經は、『仁王護国般若波羅蜜多經』といい、国土を守護する因縁を説くため、鎮護國家三部經との一つとして尊重された。

またこの法は、空海が上奏して国家平安のために、弘仁元年（八一〇）十一月一日より高雄山寺において修せられ、その後、天長二年（八一五）に東寺講堂創建以後は毎度この講堂で修せられた。この法の詳細や勤例は、『東宝記』に詳しい。

円覚寺本は、寛政十三年（一八〇一）二月二十九日に、「津輕城下弘前八幡宮社内高賀山正伝寺大善院住職之砌書之 玄識房鑄堯」とあり、玄識房鑄堯が弘前八幡宮社内高賀山正伝寺大善院の住職をしていた折に書いたとする。続きに、「本寺金剛山光明寺最勝院ト云ハ、山科勸修寺宮御末寺密乘院兼席權僧正朝胤 仮名一如房」と記される。「朝胤」はしばしば登場するが、この奥書の内容はつまびらかではないが、朝胤の本を写したということだろうか。

さて本書は続いて、文政五年（一八二二）に、鑄堯から二〇歳の尊岸に伝授されることとなる。奥書には「文政五年五月十八日津輕深浦潤口觀音別當 春光山円覚寺大善院後住 智教房尊岸、松峯山に於いて勤学の砌、之を書く」とあり、「大円寺鑄堯法印御本の写しを以て之を書く」として、尊岸は松峯山（長永寺大行院）にて、勤学をしていること、二十歳の尊岸が鑄堯の所持本を写させてもらつたことを記す。

（渡辺 麻里子）



次无所不至印

二字虛心合掌二天指並立屈二頭指而端
相柱置三天指上

真言曰 修習般若真言智印

次正念誦 修習般若真言

次本尊加持 如耳

二九

次字輪觀

者恐敵魔緣等入本覺菩提道住自他平等之理如是觀已遂入本不生理離諸境界然後頓出定

次本尊加持 先大日印言次本尊印明

次散念誦 仏眼大日華多或光臂讀經大金豆子

次後供養先理供次事供

結定印觀心月輪上有表字是

曰業不可得義曰業不可得故

果位不可得曰果俱不可得故佛

界衆生界皆不可得僧行衆生界不可得

故自身即本尊即自身即本尊本

身无二故有大自在大堅固力降伏自他

煩惱業障諸天魔惡類作障難

次後鈴次讚 如耳

次普供養三方祈願

次禮佛次廻向次廻向方便

次解界次撥遣次三部被甲

次普禮次出堂

文政五壬午年五月十八日津輕深浦洞
觀世音別當春光山圓覺寺

太善院後住智教房尊序

於松峯山勤學砌書文

太圓寺鋸光法師以御本生

書文

寬政二辛酉年三月廿九日清轉城下弘前

八幡宮社內高賀山正傳寺太善住職之

砌書文

去識房

錢光

本寺金剛山光明寺最勝院山科勸修

寺宮御末寺密乘院兼席權僧正朝圓

段名一如房